

水戸市
第 6 期障害福祉計画
第 2 期障害児福祉計画

水 戸 市

はじめに

本市では、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、平成26年度に障害者基本法に基づく障害者施策の基本的な方向を定めた「水戸市障害者福祉計画（第3次）」を策定し、各種障害者施策を総合的に推進するとともに、「水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の計画的な提供体制の確保に努めてまいりました。



その間、国においては、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害の有無にかかわらず、お互いの個性と人格を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を一層推し進めるとされました。また、平成28年5月の児童福祉法の改正では、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとされました。

このような国の動向や社会情勢の変化等、市民の意見などを踏まえ、関連施策との整合を図りながら、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の更なる充実と提供体制の確保に向け、この度「水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、国や県をはじめとする関係機関や障害者団体の皆様と連携しながら、障害への理解を深め、就労支援の充実や社会参加の促進を図るとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努めてまいりますので、引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。

本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重なご意見、ご審議をいただきました水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会の各委員をはじめ、ご協力いただきました関係団体、多くの市民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年6月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第1章	計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象者	4
5	障害福祉サービス等の構成	5
	(1) 障害者のためのサービス	5
	(2) 障害児のためのサービス	6
第2章	水戸市の現状	7
1	障害者数の推移と現況	7
	(1) 身体障害者の状況	7
	(2) 知的障害者の状況	9
	(3) 精神障害者の状況	10
	(4) 難病患者の状況	11
2	障害児等の現況	14
	(1) 保育所(園)・幼稚園・特別支援学級等の状況	14
	(2) 特別支援学校の状況	15
3	障害者雇用の現況	17
	(1) 障害者の求職・就職状況	17
	(2) 民間企業の障害者雇用の状況	18
4	障害支援区分認定と障害福祉サービス利用者の現況	19
5	障害者・児数の推計	20
	(1) 推計方法	20
	(2) 推計結果	20
6	障害者団体等ヒアリングの結果	22
	(1) ヒアリングの目的	22
	(2) ヒアリングの概要	22
	(3) 主な意見	23
7	課題の整理	27
第3章	計画の基本的方向	28
1	目指す姿	28
2	基本方針	29
3	施策の体系	30
4	重点施策	31
第4章	施策の展開	32
	基本方針1 安心して地域生活をおくるための障害福祉サービス等の充実	32
	基本施策1 自己決定支援の充実	32
	基本施策2 介護給付サービスの充実	34
	基本施策3 訓練等給付サービスの充実	40

基本方針 2	発達段階に応じた障害児通所支援等の充実	45
基本施策 1	障害児の自己決定支援の充実	45
基本施策 2	障害児通所支援や発達障害児等への支援の充実	47
基本方針 3	地域生活を支えるきめ細かい支援の充実	52
基本施策 1	地域生活支援事業の充実	52
基本施策 2	成年後見制度の利用促進	60
第 5 章	国の成果目標の実現に向けた取組	62
成果目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
成果目標 3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	64
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	66
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	67
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	68
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	70
第 6 章	各サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な取組	72
(1)	障害者等に対する虐待の防止	72
(2)	障害者等の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進	72
(3)	障害を理由とする差別の解消の推進	72
(4)	サービス利用者の安全確保	73
第 7 章	推進体制と進行管理	74
1	推進体制	74
(1)	水戸市社会福祉協議会との連携	74
(2)	民間事業者との連携	74
(3)	市民活動団体との連携	75
(4)	関係機関等との連携	75
2	進行管理	76
付属資料		
1	策定の経過	77
2	水戸市社会福祉審議会条例	78
3	水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿	80
4	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置要項	81
5	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会委員名簿	82

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

我が国では、障害者及び障害児（以下「障害者」という。）の福祉の増進を図ることなどを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及びすべての児童の心身の健やかな成長，発達や自立の保障を理念とする「児童福祉法」等関連法を制定し，障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し，安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しております。

本市では、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け，水戸市第6次総合計画一みと魁プランナーや障害者施策の基本指針である水戸市障害者福祉計画（第3次），地域共生社会実現に向けた福祉分野の横断的な計画である水戸市地域福祉計画（第3次）等の関連計画を策定し，各種障害者施策を総合的に推進しております。また，水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画を3年ごとに見直し，障害福祉サービス等の計画的な提供体制の確保に努めております。

このような中，国の動向や社会情勢の変化，市民の意向等やSDGs※の理念を踏まえ，関連計画との整合を図りながら，障害者への支援を計画的に推進するため，「水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

また，財産の管理又は日常生活等に支障がある知的障害者や精神障害者の支援が課題となっていることから，成年後見制度の利用を促進するため，「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」を内包するものとします。

※ SDGs：Sustainable Development Goalsの略称。2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり，「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し，様々な課題に対して総合的な取組を示したもの。

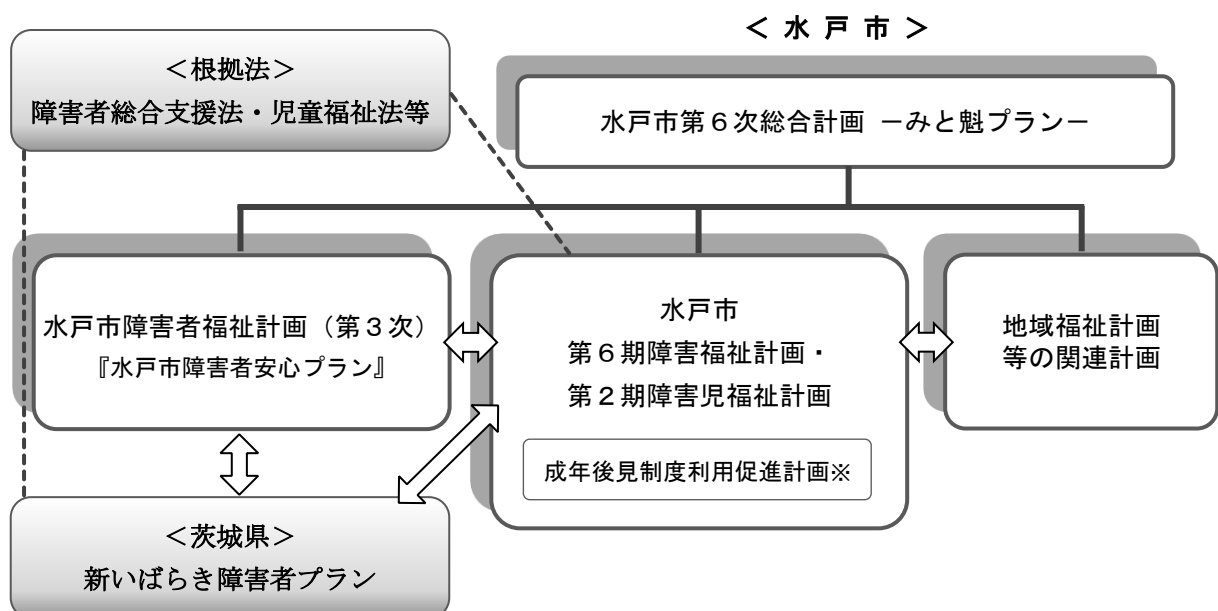
2 計画の位置付け

「水戸市第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に進められるように定める計画です。

「水戸市第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20において策定を定められている市町村障害児福祉計画であり、国の基本指針に即して、障害児の通所支援サービス及び相談支援の提供体制の確保を、計画的に進められるように定める計画です。

また、これらの計画は、本市の障害福祉サービスにかかわる計画として、地域性を踏まえるとともに、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－，水戸市障害者福祉計画（第3次）との整合を図りながら、「障害福祉計画・障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。

■ 図1-1 計画の位置付け



※ 成年後見制度の利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」を内包する。

3 計画の期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年とします。
 なお、社会情勢や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■ 図1-2 計画の期間

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
水戸市総合計画	水戸市第6次総合計画ーみと魁プランー [2014～2023年度]								
障害者基本法	水戸市障害者福祉計画（第3次）[2015～2023年度]								
障害者総合支援法	第4期 水戸市障害福祉計画 [2015～2017年度]			第5期 水戸市障害福祉計画 [2018～2020年度]			第6期 水戸市障害福祉計画 [2021～2023年度]		
児童福祉法				第1期 水戸市障害児福祉計画 [2018～2020年度]			第2期 水戸市障害児福祉計画 [2021～2023年度]		

4 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象となる障害者及び児童福祉法における障害児です。

■ 計画の対象者

項 目	概 要
障害者	【18歳以上】 ・ 身体障害者手帳所持者 ・ 知的障害のある方 ・ 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方（発達障害者を含む） ・ 障害者総合支援法の対象難病（361疾病）の難病患者
障害児	【18歳未満】 ・ 身体障害のある児童 ・ 知的障害のある児童 ・ 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある児童（発達障害児を含む） ・ 障害者総合支援法の対象難病（361疾病）の難病患者

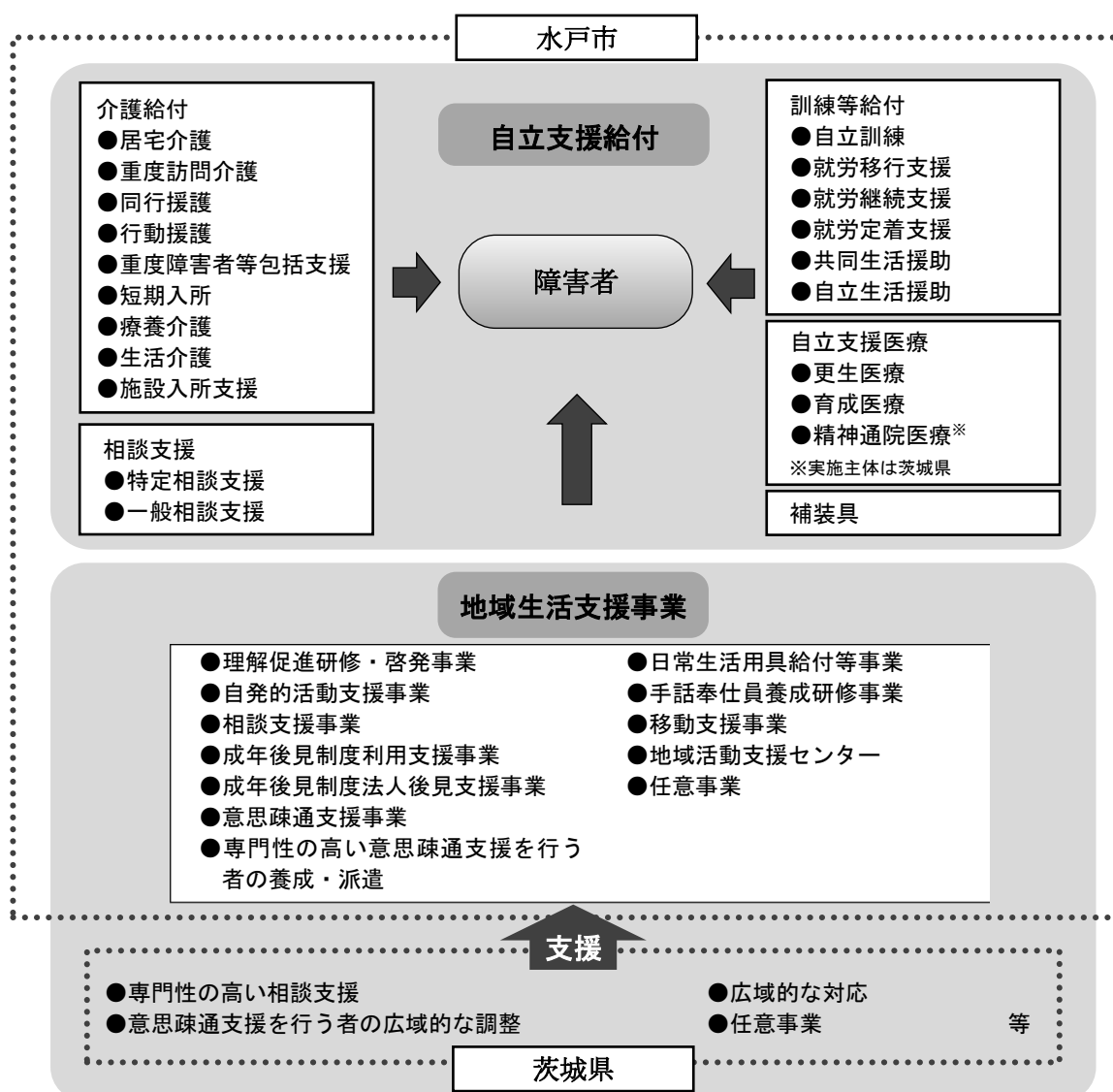
5 障害福祉サービス等の構成

(1) 障害者のためのサービス

障害者を対象としたサービスは、障害者総合支援法に位置付けられており、自立支援給付と地域生活支援事業から構成されています。

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療及び補装具から構成されており、介護給付と訓練等給付を合わせて「障害福祉サービス」と称しています。

■ 図1-3 障害者のためのサービスの構成



■ 障害福祉サービスに係る相談支援の内容

特定相談支援	◆基本相談支援（障害者等からの相談への対応） ◆計画相談支援（サービス等利用計画の作成等【個別給付】） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
一般相談支援	◆基本相談支援（障害者等からの相談への対応） ◆地域相談支援（地域生活への移行・定着の支援【個別給付】） ◇地域移行支援 ◇地域定着支援

（２）障害児のためのサービス

障害児を対象としたサービスは、児童福祉法に位置付けられており、市町村が実施主体である障害児通所支援と都道府県が実施主体である障害児入所支援から構成されています。

■ 障害児のためのサービスの構成

実施主体	区 分	サービスの種類
水戸市	障害児通所支援	児童発達支援 ①児童発達支援センター ②児童発達支援事業
		医療型児童発達支援
		居宅訪問型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
茨城県	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

■ 障害児通所支援に係る相談支援の内容

障害児相談支援	◆障害児相談支援（サービス等利用計画の作成等【個別給付】） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助
---------	---

※障害児入所支援は、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象ではありません。

第2章 水戸市の現状

1 障害者数の推移と現況

(1) 身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、2019（令和元）年度で8,596人となっており、2017（平成29）年度からみると478人増加し、増加率は 5.9%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は 3.2%となっています。

2019（令和元）年度の手帳所持者数を障害種別にみると、肢体不自由が4,069人で最も多く、身体障害者手帳所持者数の約半数を占めています。また、2017（平成29）年度の数から比較すると、内部障害が372人増え、3,121人となっています。

■ 表2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（単位：人）

種類 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
視覚障害	591	612	626	35	5.9
聴覚・平衡機能障害	669	685	710	41	6.1
音声・言語・ そしゃく機能障害	65	68	70	5	7.7
肢体不自由	4,044	4,064	4,069	25	0.6
内部障害	2,749	2,933	3,121	372	13.5
合計	8,118	8,362	8,596	478	5.9
総人口	270,775	270,289	269,661	▲1,114	▲0.4
対人口比 (%)	3.0	3.1	3.2		

注1) 身体障害者手帳所持者数は各年度3月31日現在。

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（資料：身体障害者手帳所持者数／茨城県，常住人口／水戸市）

■ 表 2-2 2019年度 身体障害者手帳所持者数（障害種別・程度別）

（単位：人）

種類 \ 程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	257	186	34	32	86	31	626
聴覚・平衡機能障害	9	226	75	155	2	243	710
音声・言語・そしゃく機能障害	0	5	45	20	-	-	70
肢体不自由	884	825	764	1,049	394	153	4,069
内部障害	1,929	27	472	693	-	-	3,121
合計	3,079	1,269	1,390	1,949	482	427	8,596

注）2020年3月31日現在

（資料：茨城県）

(2) 知的障害者の状況

本市の療育手帳※所持者数は、2019（令和元）年度で2,396人となっており、2017（平成29）年度からみると170人増加し、増加率は 7.6%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は増加しており、2018（平成30）年度以降は 0.9%となっています。

2019（令和元）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、C（軽度）が748人で最も多くなっています。2017（平成29）年度からの増加数をみると、C（軽度）は89人増加しており、増加率は13.5%となっています。

■ 表 2-3 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
㊤（最重度）	482	494	526	44	9.1
A（重度）	545	556	552	7	1.3
B（中度）	540	549	570	30	5.6
C（軽度）	659	718	748	89	13.5
合計	2,226	2,317	2,396	170	7.6
総人口	270,775	270,289	269,661	▲1,114	▲0.4
対人口比 (%)	0.8	0.9	0.9		

注）各年度3月31日現在。

（資料：茨城県）

※ 療育手帳：知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助制度を受けやすくするため、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、国の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するもの。

(3) 精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳※所持者数は、2019（令和元）年度で2,290人となっており、2017（平成29）年度からみると251人増加し、増加率は12.3%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、2017（平成29）年度以降 0.8%で横ばいとなっています。

2019（令和元）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、2級が1,320人で最も多くなっています。2017（平成29）年度からの増加数をみると、2級は151人増加しており、増加率は12.9%です。一方、3級の増加数は91人ですが、増加率は13.3%で最も高くなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、2019（令和元）年度で4,825人となっており、2017（平成29）年度からみると474人増加し、増加率は10.9%となっています。

■ 表2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
1 級	188	199	197	9	4.8
2 級	1,169	1,196	1,320	151	12.9
3 級	682	694	773	91	13.3
合計	2,039	2,089	2,290	251	12.3
総人口	270,775	270,289	269,661	▲1,114	▲0.4
対人口比 (%)	0.8	0.8	0.8		

注1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度3月31日現在。

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（資料：精神障害者保健福祉手帳所持者数／茨城県，常住人口／水戸市）

■ 表2-5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
受給者数	4,351	4,426	4,825	474	10.9

注) 各年度3月31日現在。

（資料：茨城県）

※ 精神障害者保健福祉手帳：精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするため、県知事が交付するもの。発達障害も含む。

(4) 難病患者の状況

本市の難病患者数を、指定難病特定医療受給者及び一般特定疾患※医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数でみると、2019（令和元）年度で1,933人となっています。2017（平成29）年度からみると、102人増加し、増加率は 5.6%となっています。指定難病特定医療受給者及び一般特定疾患医療受給者は増加していますが、小児慢性特定疾患医療受給者は減少しました。総人口に対する割合は 0.7%で、2017（平成29）年度以降は横ばいとなっています。難病患者見舞金受給者数は、2019（令和元）年度で1,263人となっています。

■ 表 2-6 指定難病特定医療受給者、一般特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

（単位：人）

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
指定難病特定医療 受給者及び一般特 定疾患医療受給者	1,597	1,630	1,720	123	7.7
小児慢性特定疾患 医療受給者	234	222	213	▲21	▲9.0
合計	1,831	1,852	1,933	102	5.6
総人口	270,775	270,289	269,661	▲1,114	▲0.4
対人口比 (%)	0.7	0.7	0.7		

注）各年度3月31日現在。

（資料：受給者数／茨城県中央保健所、常住人口／水戸市）

■ 表 2-7 難病患者見舞金受給者数の推移

（単位：人）

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度	2017～ 2019年度 増加数	同 増加率 (%)
受給者数	1,174	1,219	1,263	89	7.6
総人口	270,775	270,289	269,661	▲1,114	▲0.4
対人口比 (%)	0.4	0.5	0.5		

注）各年度3月31日現在。

（資料：水戸市障害福祉課）

※ 特定疾患：難病については、難病法に基づき医療費助成（対象疾病 333）が行われており、一部疾患については、一般特定疾患治療研究事業となっている。なお、難病患者見舞金は、水戸市福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者は重複して受給できない。

〈参考資料〉

■ 表 2-8 指定難病特定医療受給者、一般特定疾患医療受給者 疾患別の状況

(単位：人)

指定難病特定医療受給者					
番号	疾患名	人数	番号	疾患名	人数
1	球脊髄性筋萎縮症	11	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	13
2	筋萎縮性側索硬化症	23	78	下垂体前葉機能低下症	30
3	脊髄性筋萎縮症	1	83	アジソン病	1
5	進行性核上性麻痺	20	84	サルコイドーシス	19
6	パーキンソン病	242	85	特発性間質性肺炎	14
7	大脳皮質基底核変性症	10	86	肺動脈性肺高血圧症	7
11	重症筋無力症	61	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	38	89	リンパ脈管筋腫症	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14	90	網膜色素変性症	45
15	封入体筋炎	2	93	原発性胆汁性胆管炎	36
17	多系統萎縮症	27	94	原発性硬化性胆管炎	1
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	55	95	自己免疫性肝炎	9
19	ライソゾーム病	1	96	クローン病	95
21	ミトコンドリア病	6	97	潰瘍性大腸炎	262
22	もやもや病	17	98	好酸球性消化管疾患	1
23	プリオン病	2	107	若年性特発性関節炎	3
28	全身性アミロイドーシス	4	113	筋ジストロフィー	5
34	神経線維腫症	7	127	前頭側頭葉変性症	1
35	天疱瘡	1	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	2
36	表皮水疱症	1	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	145	ウエスト症候群	1
40	高安静脈炎	15	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1
42	結節性多発動脈炎	2	158	結節性硬化症	2
43	顕微鏡的多発血管炎	17	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	163	特発性後天性全身性無汗症	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	164	眼皮膚白皮症	1
46	悪性関節リウマチ	3	167	マルファン症候群	3
47	バージャー病	3	191	ウェルナー症候群	1
49	全身性エリテマトーデス	144	208	修正大血管転位症	2
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	37	210	単心室症	1
51	全身性強皮症	33	215	ファロー四徴症	4
52	混合性結合組織病	12	220	急速進行性糸球体腎炎	3
53	シェーグレン症候群	11	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
54	成人スチル病	6	222	一次性ネフローゼ症候群	28
55	再発性多発軟骨炎	2	224	紫斑病性腎炎	2
56	ベーチェット病	26	227	オスラー病	1
57	特発性拡張型心筋症	28	257	肝型糖原病	1
58	肥大型心筋症	3	266	家族性地中海熱	1
60	再生不良性貧血	14	271	強直性脊椎炎	6
63	特発性血小板減少性紫斑病	25	275	タナトフォリック骨異形成症	1
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	277	リンパ管腫症／ゴーハム病	1
65	原発性免疫不全症候群	2	283	後天性赤芽球癆	4
66	IgA 腎症	16	289	クロンカイト・カナダ症候群	1
67	多発性嚢胞腎	11	296	胆道閉鎖症	1
68	黄色靱帯骨化症	3	300	I g G 4 関連疾患	3
69	後縦靱帯骨化症	58	301	黄斑ジストロフィー	1
70	広範脊柱管狭窄症	5	302	レーベル遺伝性視神経症	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	34	306	好酸球性副鼻腔炎	13
72	下垂体性ADH分泌異常症	5	331	特発性多中心性キャッスルマン病	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	2		合 計	1,719
一般特定疾患医療受給者					
番号	疾患名	人数			
32	重症急性膵炎	1			

注 1) 2020年 3 月 31 日現在。

注 2) 受給がある疾患のみ記載。指定難病特定医療の対象疾病は、2020年 3 月 31 日現在 333 疾病。

(資料：茨城県中央保健所)

〈参考資料〉

■ 表 2-9 小児慢性特定疾患医療受給者 疾患別の状況

(単位：人)

疾患群名		人数	疾患群名		人数
1	悪性新生物	35	9	血液疾患	13
2	慢性腎疾患	11	10	免疫疾患	5
3	慢性呼吸器疾患	5	11	神経・筋疾患	19
4	慢性心疾患	32	12	慢性消化器疾患	6
5	内分泌疾患	51	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	9
6	膠原病	5	14	皮膚疾患群	-
7	糖尿病	16	15	骨系統疾患	-
8	先天性代謝異常	6	16	脈管系疾患	-
合 計					213

注) 2020年3月31日現在。

(資料：茨城県中央保健所)

2 障害児等の現況

(1) 保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況

2020（令和2）年度現在、保育所や幼稚園等に通っている障害児については、保育所（園）は17人、幼稚園には11人、認定こども園は10人、地域型保育所は4人となっています。

子ども発達支援センターでは通所による療育指導を行っており、2020（令和2）年度は62人が通っています。

幼稚園で行われている「幼児のこたば・こころの教室」では、発達等に何らかの心配がある4・5歳児に保育指導を行っており、128人が通っています。

市内の小・中学校に設置されている特別支援学級では、2020（令和2）年度には、小学校で94学級476人、中学校で37学級165人が在籍しています。2017（平成29）年度と比べると、学級数、人数ともに増えています。また、表2-12に示すように、小・中学校に設置されている通級指導教室では、小学校10教室で132人、中学校1教室で6人が通級による指導を受けています。

■ 表2-10 保育所（園）・幼稚園等に通園する障害児の数

区分 \ 年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
保育所（園）	か所数	19	15	12	12
	人数	25	18	16	17
幼稚園	か所数	11	7	7	7
	人数	17	11	11	11
認定こども園	か所数	5	7	6	7
	人数	6	15	11	10
地域型保育事業所	か所数	-	1	1	4
	人数	-	1	1	4

注）2020年度は11月現在。

（資料：水戸市幼児教育課）

■ 表2-11 子ども発達支援センター及び幼児のこたば・こころの教室に通所する障害児等の数

区分 \ 年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
子ども発達支援センター	人数	53	44	54	62
幼児のこたば・こころの教室（幼稚園）	教室数	3	3	3	3
	人数	155	160	168	128

注1）各年度5月1日現在。

（資料：水戸市障害福祉課、水戸市総合教育研究所）

■ 表 2-12 特別支援学級等在籍者数

年度 区分			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
特別支援学級	小学校	学級数	72	76	85	94
		人数	354	371	414	476
	中学校	学級数	33	32	34	37
		人数	146	147	159	165
通級指導教室	小学校	教室数	9	9	9	10
		人数	93	103	124	132
	中学校	教室数	2	1	1	1
		人数	5	5	6	6

注) 各年度 5 月 1 日現在。

(資料：水戸市総合教育研究所)

(2) 特別支援学校の状況

特別支援学校の市内在住者の在籍者数は、2020（令和2）年度は、幼稚部に6人、小学部に188人、中学部に115人、高等部に132人、専攻科に2人で、合計443人となっています。2017（平成29）年度以降の在籍者数は400人を超えています。

特別支援学校高等部卒業生の進路は、2019（令和元）年度の卒業生53人のうち12人が就職しています。また、18人が就労移行支援施設を利用しています。

■ 表 2-13 特別支援学校在籍者数

(単位：人)

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
幼稚部	1	3	4	6
小学部	173	190	195	188
中学部	89	86	99	115
高等部	137	154	143	132
専攻科		7	4	2
合計	400	440	445	443

注1) 各年度 5 月 1 日現在。

注2) 調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、内原特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民

(資料：水戸市障害福祉課)

■ 表 2-14 特別支援学校高等部卒業生の進路

(単位：人)

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
進学	4	2	-
就職	11	15	12
職業訓練施設・学校	-	-	-
施設入所支援＋療養介護	-	-	-
施設入所支援＋生活介護	-	2	5
施設入所支援＋その他	-	-	-
療養介護	-	-	-
生活介護	11	12	14
自立訓練（機能訓練）	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	1	4	1
就労移行支援	15	11	18
就労継続支援 A 型（雇用型）	1	3	2
就労継続支援 B 型（非雇用型）	2	1	1
在宅	-	-	-
その他	-	1	-
合計	45	51	53

注）調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民

（資料：水戸市障害福祉課）

3 障害者雇用の現況

(1) 障害者の求職・就職状況

2019（令和元）年度では14人が福祉施設等から一般就労に進みました。また、ジョブコーチ※については、7人の利用がありました。

障害者の求職・就職状況は、2019（令和元）年度の水戸公共職業安定所への新規登録者数が190人、就職件数が218件となっています。

水戸公共職業安定所における障害者の登録者数は1,687人で、そのうちの67.6%である1,141人が就業中です。また登録者数は、精神障害者が630人で最も多くなっています。

■ 表2-15 障害者の職業紹介状況（水戸市）

（単位：人）

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
福祉施設等から一般就労に移行した人	11	18	14
一般就労から福祉施設等に移行した人	10	7	8
ジョブコーチ利用者数	6	4	7

（資料：水戸地区障害者就業・生活支援センター）

■ 表2-16 障害者の求職・就職状況（水戸市）

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
新規登録者数（人）	182	200	190
就職件数（件）	177	172	218

（資料：水戸公共職業安定所）

■ 表2-17 障害者の登録状況（水戸市）

（単位：人）

区分 \ 項目	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
登録者数（合計）	553		378		630		126		1,687	
うち有効中の者	148	26.8%	63	16.7%	240	38.1%	44	34.9%	495	29.3%
うち就業中の者	395	71.4%	311	82.3%	358	56.8%	77	61.1%	1,141	67.6%
うち継続中の者	10	1.8%	4	1.0%	32	5.1%	5	4.0%	51	3.1%

注）2020年8月13日現在。

（資料：水戸公共職業安定所）

※ ジョブコーチ：職場適応援助者。実際に働く職場において、障害のある人や事業主、又は家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行う者又はその制度。

(2) 民間企業の障害者雇用の状況

2019（令和元）年度の民間企業における雇用状況をみると、法定雇用率※が適用されている企業は269社で、1,091人の障害者が雇用されています。法定雇用率を満たしていない企業が114社ありますが、未達成企業数は減少しています。

2019（令和元）年度の水戸市全体の雇用率は1.93％で、上昇傾向にはありますが、県平均及び全国平均を下回る状況となっています。

■ 表 2-18 民間企業の障害者雇用状況（水戸市）

年度		2017年度	2018年度	2019年度
区分				
企業数（企業）		239	272	269
	算定基礎労働者数（人）	54,530.0	56,286.0	56,639.5
	障害者数（人）	991	1,037	1,091
	雇用不足数（人）	197.5	256.5	243.5
	未達成企業数（企業）	127	115	114
	未達成企業割合（％）	53.1	42.3	42.4
雇用率（％）	水戸市	1.82	1.84	1.93
	茨城県	1.97	2.07	2.14
	全国	1.97	2.05	2.11

注1）各年度6月1日現在。

注2）算定基礎労働者数は、短時間労働者1人を0.5人としてカウント。

注3）障害者数については、重度障害者は1人の雇用をもって2人を雇用としているものとみなされる。

ただし、短時間労働の重度障害者は1人としてカウント。

注4）民間企業の法定雇用率：2018年3月まで2.0％，2018年4月より2.2％，2021年3月より2.3％

（資料：水戸公共職業安定所）

※ 法定雇用率：障害者雇用促進法に基づき、民間企業（従業員43.5人以上）、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない。2021（令和3）年3月からは、民間企業 2.3％，国及び地方公共団体等 2.6％，都道府県等の教育委員会 2.5％。

4 障害支援区分認定と障害福祉サービス利用者の現況

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」を利用する際には、市の支給決定を受ける必要があります。市は、支給申請を受けた場合には、障害支援区分の認定調査を行い、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定します。特に、介護給付のサービスを希望する場合には必ず障害支援区分認定が必要です。一方、訓練等給付のみを利用する場合や障害児の場合は、障害支援区分の認定の必要はなく、サービスを利用することができます。

障害福祉サービスを利用している人は、2020（令和2）年度で2,960人となっており、年々増加しています。

■ 表2-19 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童	518	618	705	698
区分なし	598	634	683	846
区分1	18	14	13	13
区分2	110	128	122	129
区分3	221	255	277	297
区分4	255	268	272	280
区分5	266	272	286	282
区分6	346	374	393	415
合計	2,332	2,563	2,751	2,960

注）各年度10月末現在。

（資料：水戸市障害福祉課）

5 障害者・児数の推計

(1) 推計方法

本計画においては、2023（令和5）年度までの各種サービスの支給量を見込む前提として、2021（令和3）年度以降の総人口を推計しています。人口推計については、コーホート法※を用いて算出し、社会的増減については、新たな開発等の要素を含まないものとしています。

また、障害者数の推計にあたっては、各障害者手帳所持者数等を基礎として、総人口に対する割合を障害別及び程度別に算出し、その年間の平均伸び率及び総人口の推計値に基づき、推計しています。

(2) 推計結果

本計画の最終年度である2023（令和5）年度には、身体障害者が9,096人、知的障害者が2,707人、精神障害者が2,866人、難病患者が2,047人になるものと推計しました。

また、今後、特別支援学校を卒業する人は、毎年40人前後が見込まれます。

■ 表2-20 障害者・児数の推計

（単位：人）

区分 \ 年度	実績値			推計値			
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
総人口	270,775	270,289	269,661	269,343	268,710	267,974	267,133
身体障害者数	8,118	8,362	8,596	8,732	8,857	8,979	9,096
知的障害者数	2,226	2,317	2,396	2,477	2,555	2,632	2,707
精神障害者数	2,039	2,089	2,290	2,438	2,583	2,725	2,866
難病患者数	1,831	1,852	1,933	1,964	1,993	2,020	2,047
障害者数合計	14,214	14,620	15,215	15,611	15,988	16,356	16,716

注1）2017年度～2020年度の総人口は、各年度10月1日現在の常住人口による。

注2）障害者数は、各年度3月31日現在の手帳所持者等の実績値。障害者数の合計は、各区分の合計。

※ コーホート法：同年に出生した集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■ 表 2-21 障害福祉等サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分 \ 年度	実績値				推計値		
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者	1,814	1,945	2,046	2,262	2,356	2,450	2,545
障害児	518	618	705	698	756	814	871
合計	2,332	2,563	2,751	2,960	3,112	3,264	3,416

■ 表 2-22 特別支援学校高等部卒業生の今後の推移（各年度 3 月卒業見込）

(単位：人)

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特別支援（知的）	40	31	30	29	30
特別支援（身体）	7	4	6	2	10
特別支援（病弱）	2	1	0	0	0
盲	1	3	2	1	2
ろう	0	0	1	3	2
合計	50	39	39	35	44

注）調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民

（資料：水戸市障害福祉課）

6 障害者団体等ヒアリングの結果

(1) ヒアリングの目的

水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者を取り巻く現状と課題を把握するため、障害者団体及び地域自立支援協議会※に対してヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングの概要

①ヒアリングの方法

項 目	内 容
障害者団体ヒアリング	○委託事業者の司会による懇談形式（2グループ） ○意見シートの提出
地域自立支援協議会ヒアリング	専門部会ごとに市職員等による聞き取り

②ヒアリングの実施状況

対象	実施日	参加団体等
障害者団体	2020年9月4日	○水戸手をつなぐ育成会 ○水戸市肢体不自由児（者）父母の会 ○水戸市視覚障害者協会 ○水戸市自閉症児（者）親の会 ○水戸市肢体障害者福祉協会 ○水戸市障害者（児）福祉団体連合会 ○水戸市総合福祉作業施設家族福祉会 ○水戸市聴覚障害者協会 ○水戸地区精神保健福祉会 ○水戸重症心身障害児（者）を守る会
地域自立支援協議会	8月20日	○障害福祉サービス事業所部会 ○相談支援部会
	8月27日	○生活・就労部会
	9月3日	○こども部会
	9月17日	○地域生活支援部会

※ 地域自立支援協議会：障害者総合支援法に位置付けられた協議会。障害のある方の地域生活支援の中心的役割を果たす相談支援事業者を中心とした関係機関がネットワークを構築し、行政主導ではなく、官民協働により運営される協議会であり、水戸市では、平成19年度に設置されてから、定期的に協議を行っている。

(3) 主な意見

①障害者団体

情報提供や相談支援体制について

- 様々な情報媒体を活用し、相談窓口やサービスのことなどを情報発信していただきたい。また、時には訪問して相談や情報提供を行うなど必要ではないかと思います。
- 先々起こりうることを想定した情報提供があると、将来を見据えることができ、不安や困ることも減ると思います。行政からの情報だけでなく、障害者団体・当事者（家族）間で協力し合えることもあると考えています。
- 学校卒業時、どのような事業所を利用するのがいいか、どういう事業所が本人に合っているかなどについて、計画相談員も含めて進路相談ができるといいと思います。サービスの利用も含めて、卒業後の生活全体について考えることが大切だと思います。
- その人の障害の内容に対応した相談体制または情報提供を整備してください。
- 公的サービスだけでなく、民間サービスや地域の情報についても、情報提供を充実してほしいと思います。
- これまでの計画に掲げてきた相談支援体制の充実や地域生活支援拠点の整備について、今後進めていただきたいと思います。

サービス等について

- 高校卒業後は通所による障害福祉サービスを利用しますが、サービス利用後の夕方の時間の過ごし方が課題となっています。高校までは、夕方の時間帯まで放課後等デイサービスを利用できますが、卒業後はそういったサービスの利用は難しく、高校卒業後になって、親御さんが離職しなければならない事態になることもあります。18歳以上の障害者を対象とした夕方のデイサービスが必要だと思います。
- 生活介護や精神障害者に対応した施設など、足りないサービスについては充実をお願いします。
- 学校に通っている間は手厚い支援が受けられますが、卒業後は人手が少なくなります。強度行動障害のある方々への援護者の体制の充実などをお願いします。
- 保護者本位のサービス提供ではなく、本人に必要な支援やサービスが提供され、事業所としても運営が成り立つような仕組みとなることが重要だと思います。
- 障害福祉サービスから介護サービスへの移行については、個々の生活実態に応じて行ってください。
- 24時間安心して暮らせるように、必要な人に必要な量のサービスを支給していただきたいと思います。重複障害者や重度障害者については、サービス提供が足りていない状況もあります。

就労について

- 障害に対応した就労支援、必要な技術を身に付けられる支援など、自立に向けて必要な様々な支援内容を充実してほしいです。
- 自分にあった職場に長く勤められることが重要だと思います。
- 工賃向上の取組をしていますが、少しずつしか増えていません。一層の取組強化が必要です。
- ジョブコーチの育成や派遣を積極的に実施する必要があります。また、職場の狭い範囲ではなく、事業者全体が障害者雇用について理解と協力ができる体制づくりが必要だと思います。
- ハローワーク等の関係機関との連携強化、職場体験等の支援などが重要だと思います。

住まいの場について ○グループホームの増設を促進してください。また、利用料の補助の復活をお願いします。 ○親なき後を考えて、入所施設、グループホームの充実を望みます。
子どもの発達支援について ○早期発見・早期療育と言われていますが、健診時に療育や医療的ケアが必要な子どもの早期発見ができるような体制と連携が必要です。 ○療育が必要な子どもたちへの支援を、保健・医療・福祉・教育の分野で共通理解のもと、協力しながら総合的な支援体制を作っていく必要があると思います。 ○障害児の親の支援や心のケアにも配慮してもらいたいです。
発達障害児者の支援について ○広域的な連携のもと、水戸市がリーダー的な存在を発揮しながら、発達障害のある子どもたちの療育支援に取り組んではどうでしょうか。 ○発達障害の子どもは目が離せないので、放課後活動の支援のための補助員制度があるといいと思います。
医療的ケアや重度心身障害について ○放課後等デイサービスの事業所はたくさん増えましたが、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害児が利用できる場所は、まだ足りないのではないかと思います。 ○医療的ケア児の相談支援やサービス提供体制を充実してほしいです。 ○重症心身障害者を診てもらえる医師が少ないので、拡充を進めてください。
障害の理解促進と交流について ○知的障害や精神障害など、見た目ではわかりにくい障害については、周囲の理解が得られず、必要な手助けが得られない場面も多い現状です。障害者理解については、机上だけのものではなく、障害者施設の訪問やイベント等を通して障害者と直接触れ合う機会や交流などを進めていただきたいと思います。様々な障害について学習する場があれば、理解が進むと思います。 ○幼稚園・保育園、学校等で、障害者と触れ合う機会を作っていただくとともに、障害者も積極的にその場に参加することで理解が進むといいと思います。親や家族が周りに隠さずにいることから始めることも必要だと思います。
コミュニケーション支援について ○「水戸市手話言語その他の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の制定を受け、市での取組を一層強化していただきたいと思います。タブレット等を活用した遠隔での手話通訳についても期待しています。
外出支援について ○送迎サービス、タクシー券の配布を充実してほしいです。車いすのまま乗れるユニバーサルタクシーをもっと増やしてほしいと思います。 ○新型コロナウイルスに対応し、福祉バスをゆとりをもって利用できるようにしてください。 ○グループ外出支援奉仕員の制度を実情にあったものにしてください。 ○移動支援を利用しやすくしてほしいです。
成年後見制度等について ○成年後見制度をいずれ利用すると思います。利用しやすいような支援をお願いします。 ○法人後見の育成も必要だと思います。

緊急時の対応について	○日々の生活に精一杯で先のことが考えられない、行動を起こせない親も多いです。しかし、親に何かあったときに、障害のある子どものケアをどうしたらいいかということについて、日頃から考えておくことが重要だと思います。いざというときに第3者が関われるように備えておくこと、ケアの方法を書いておくことなどを呼びかけてほしいと思います。 ○家族の緊急時に、ショートステイが使えるようにお願いします。
虐待防止対策について	○水戸市障害者虐待防止センターが中心となり、様々な立場の人が会して虐待防止の方策を検討するなど、虐待防止の対策強化をすべきではないでしょうか。 ○事業所における虐待防止のためには、介護職員が相談しやすい雰囲気づくり、行政などによる事業所への訪問、職員の待遇改善などによる人材確保などが必要です。
障害者のスポーツ・文化活動等について	○スポーツやレクリエーションを行うことで、運動が不得手な障害者であっても身体的な機能を強化すると言われています。介護予防や健康の観点からも、障害者のサービスに取り入れてはどうでしょうか。 ○障害者が制作した作品を一般の方々に見てもらう機会や発表の場を増やしていくことが必要です。 ○就労後の生きがいづくりや交流活動の場があるといいと思います。たくさんのメニューがあると参加しやすいですし、さらに活動の支援があると助かります。
安全確保について	○災害時の避難所利用時にどんなことに困るのか、広報紙に掲載するなどして伝えていただきたいです。障害者へのサポートがあるのか、避難所でスムーズに対応してもらえるのかなど、気になります。 ○福祉避難所の設置促進と周知、一般市民への周知と理解促進が必要です。 ○要支援者名簿への登録と活用方法の周知が必要だと思います。 ○障害に応じた情報提供方法などを検討することが必要です。団体としても協力していきます。
福祉人材について	○各障害に対応する療育スタッフが足りないと思います。また、質の向上のためにも市における研修制度等もお願いします。発達支援に関わる優秀な人材育成と確保が大切だと思います。 ○児童・生徒が、地域の福祉施設や障害者団体と交流することで理解が進み、「支援者」として将来の職業の参考になればよいことだと思います。 ○ボランティア講座の内容に、身体障害に関するものだけではなく、知的障害などに関する講座を設けていただきたいと思います。また、例えば自閉症者の活動を支えてくれるボランティアの育成、確保の仕組みが重要だと思います。
その他	○先進事例などを参考にして、病院に入院するときやアパートの契約の時など、身元引受保証人を社会福祉協議会で扱っていただきたい。 ○個人情報保護が壁になっていて、団体としても支援したいが、どこにどのような人がいるかわからない状況です。 ○地域自立支援協議会のメンバーに、当事者である本人や保護者を加えるべきだと思います。

②地域自立支援協議会

相談支援体制について ○利用者や利用希望者から相談があったときは、丁寧に対応し、またはどこかにつなげるようにしています。 ○利用者以外からも相談を受けることがあります。市に問い合わせた方がいような内容もありますが、どこに相談したらいいかわからないようです。一番最初の相談窓口がどこかにあるといいのではないかと思います。 ○聴覚障害者に対応した相談支援機関があってもいいのではないのでしょうか。 ○障害の種別に関わらずに相談できる場の確保や、相談支援機関の地区担当制の採用を検討してください。
サービス提供について ○就労継続支援事業所の数が多いですが、中身もよいものとなるようにしなくてはなりません。仕事の多様化も必要だと思います。利用者と事業所のコーディネートの問題もあると感じていますが、事業所の数も多いので各事業所の特徴が把握しきれず、マッチングが難しい面もあります。 ○障害に応じた働き方ができる、その人に合ったスタイルが認められるようなサービス提供が可能になるといいと思います。
事業所と関係機関の連携について ○サービス提供や利用者との関係、相談内容などで、事業所が困ったときに相談にのってくれるところがあるといいと思います。事業所間の連携、協力、情報交換等も重要だと思います。困難事例については、市に介入してもらいたいというケースもあります。基幹相談支援センターについて期待しています。 ○他の事業所利用者で、事業所の都合で利用できなくなった方を受け入れたことがあります。それ以外にも利用の問い合わせがありました。受け入れができずに断ることになったケースもあり、そうしたときには緊急性の高いケースを優先すべきではなかったかと思います。単独の事業所では判断のつかないことに対して、調整やマッチングをするところが重要だと思います。
障害児サービスの提供について ○児童発達支援センターの充実をお願いします。 ○保育園や幼稚園に通っていたお子さんが登園を断られることのないよう、保育所等訪問支援の理解と活用促進をお願いします。 ○障害児の相談については、子ども発達支援センターとの連携も必要だと思います。
医療的ケア児や重症心身障害児等について ○医療的ケア児の協議の場、コーディネーターの配置については、早急に進めてください。 ○重症心身障害児、強度行動障害児などは、放課後等デイサービスが利用できず行き場がないという話を聞いています。
人材確保について ○事業所は人手不足で、利用者の新規受け入れが難しい状況もみられます。人材育成が大事だと思います。

7 課題の整理

障害者及び障害児の現況や障害者団体等ヒアリングの結果等から、次の3点を本市の主な課題として整理しました。

1 地域生活を送るための障害福祉サービスの充実

利用者が障害の特性や自分の希望にあった障害福祉サービスを利用しつつ、安心して地域生活を送るためには、多様なサービスと相談支援を充実する必要があります。

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、共同生活援助やひとり暮らしを支援するための自立生活援助を充実する必要があります。

2 障害児への切れ目のない支援

障害児の個々の発達に応じた適切な支援と保護者等への不安軽減を切れ目なく図っていくためには、障害児通所支援に加えて、発達障害児とその家族への支援が重要です。このため、保護者等からの情報提供や助言等を行う、ペアレントメンターの養成、当事者同士が交流でき情報交換等が行えるピアサポート活動を進める必要があります。

さらに、医療的ケアや重度心身障害、強度行動障害などにも対応したサービス提供体制を充実する必要があります。

3 地域生活の支援

障害者が地域で生活するためには、地域での理解を深めることが重要です。様々な障害について正しい理解の促進に努め、障害者と共に生きる地域共生社会の推進が必要です。

また、障害者が様々な支援を得ながら地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の活用と機能の理解促進とともに、判断力が十分でない障害者等の権利を守る体制の強化が必要となっています。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

障害者総合支援法・児童福祉法の目的等及び国の「基本指針」に示された基本的理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すため、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げる本市の目指す姿を継承していくものとします。

【目指す姿】

～ 障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸～

2 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとしします。

基本方針 1 安心して地域生活をおくるための障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で安心して暮らすためには、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実が重要です。障害福祉サービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組みます。

基本方針 2 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

障害児が地域で安心して暮らすためには、発達段階に応じた支援を受けられるよう、支援体制を充実させることが必要です。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援、指定障害児相談支援のほか、医療的ケアを必要とする児童への支援などを推進し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

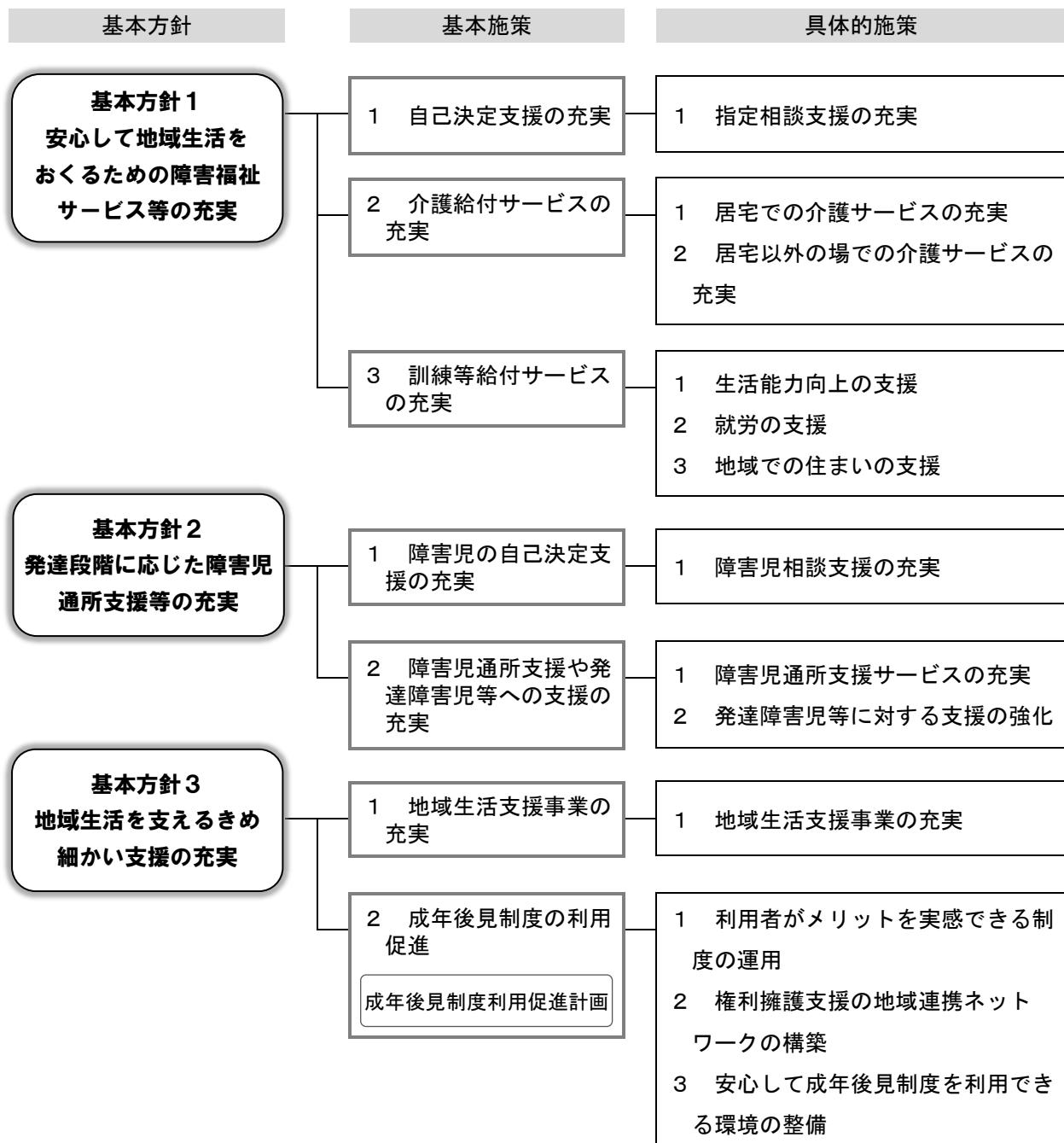
基本方針 3 地域生活を支えるきめ細かい支援の充実

障害者が地域社会の一員として暮らしていくためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等だけでなく、きめ細かい支援を充実することが必要です。このため、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の強化を図るとともに、障害者に対する理解の促進、虐待の防止、差別解消に向けた取組、成年後見制度の利用促進など、障害者の権利擁護を進めます。

3 施策の体系

【目指す姿】

～ 障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸 ～



4 重点施策

計画に位置付ける各種施策のうち、主な課題として整理した主要課題に対応するため、次の3つの施策を重点施策として推進します。

重点施策1

地域での住まいの支援

障害者支援施設や医療機関に入所・入院している方の地域生活への移行が課題となっています。

このため、地域で安心して暮らせるよう、共同生活援助やひとり暮らしを支援するための自立生活援助の充実に努めます。

重点施策2

発達障害児等に対する支援の強化

発達障害児に対する支援は、本人のみならず家族に対する支援が重要となることから、ペアレントトレーニング等の取組を進めます。

重点施策3

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知啓発や支援が必要な障害者を早期発見、早期支援につなげていくために、中核機関※の設置及び地域連携ネットワークの構築を図るとともに、利用者が安心して利用できる仕組みづくりにより、利用を促進します。

※ 中核機関：成年後見制度の利用を促すために必要とされる様々な関係機関団体の地域ネットワークの中核を担う機関のことをいう。

第4章 施策の展開

基本方針 1 安心して地域生活をおくるための障害福祉サービス等の充実

基本施策 1 自己決定支援の充実

現状と課題

- 障害者が地域社会の一員として安心して暮らすためには、障害者の自己決定を尊重しつつ、適切に障害福祉サービス等を利用できるように支援することを目的とする指定相談支援の役割は重要です。
- 障害福祉サービス等の利用調整やサービス等利用計画の作成、モニタリング等を行う計画相談支援の利用者は、障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い、増加しています。
- 障害者支援施設等に入所する障害者の地域生活への移行を支援する地域移行支援や地域生活に移行した障害者の緊急時の対応等を担う地域定着支援の利用者は、大きくは増加していません。
- 今後も指定相談支援の利用者数は増加が見込まれることから、提供体制の確保に努める必要があります。
- 指定相談支援を円滑に実施するためには、指定相談支援の従事者は障害福祉サービスに関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握しておく必要があります。
- 指定相談支援の従事者が、複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、従事者を支援する取組が必要です。

施策の基本的方向

- 指定相談支援の利用希望者が速やかに利用できるよう、指定相談支援事業者等への働きかけなどを通じて、指定相談支援の従事者の確保に努めます。
- 指定相談支援事業の従事者が地域のインフォーマルサービスを把握できるよう、その情報を集約し、提供する体制を構築します。
- 指定相談支援事業の従事者が複雑化、複合化したケースにも対応できるよう、水戸市障害福祉基幹型支援センター（基幹相談支援センター）が指定相談支援事業の従事者のニーズを把握し、適切かつ専門的な助言指導を行います。

具体的施策 1 指定相談支援の充実

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス等利用計画を作成します。

■ 表 4-1 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	1,933	1,975	2,029	2,334	2,427	2,521
	実績（人）	1,932	2,022	2,167			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障害者や精神科に入院している精神障害者に対し、住居の確保やその他の地域生活のための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

■ 表 4-2 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	2	2	2	5	5	7
	実績（人）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(3) 地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■ 表 4-3 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	18	19	19	36	38	40
	実績（人）	19	33	34			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策２ 介護給付サービスの充実

現状と課題

- 障害者の居宅において介護を提供するサービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用者数は、概ね横ばいで推移しています。
- 居宅介護等を包括的に提供する重度障害者等包括支援は、市内及び近隣自治体に事業所がなく、利用実績がありません。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、居宅での生活を継続する障害者や障害者支援施設等から地域生活に移行する障害者にとって必要不可欠なサービスです。
- 障害者の居宅以外において介護を提供するサービスのうち、生活介護の利用者数は、増加傾向にあります。一方、療養介護及び施設入所支援の利用者数は、概ね横ばいで推移しています。
- 短期入所の利用者数は、2020（令和２）年度に大きく減少しました。
- 障害者の居宅以外で介護を提供するサービスは、障害の程度が比較的重い障害者にとって必要不可欠なサービスです。

施策の基本的方向

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、居宅での生活を継続する障害者や障害者支援施設等から地域生活に移行する障害者の生活を支援するために必要となるサービス量を適切に見込みます。
- 療養介護については、医療と常時の介護を要する障害者数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 短期入所については、介護者の負担軽減や社会活動への参加を支援するために不可欠であり、また、介護者の緊急時にも対応できるよう、障害者支援施設等の空床の確保や共生型サービスの指定の勧奨などに取り組みます。

具体的施策 1 居宅での介護サービスの充実

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

■ 表 4-4 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	277	286	295	292	309	326
	実績（人）	261	264	277			
利用時間	計画（時間）	5,465	5,641	5,822	6,041	6,377	6,731
	実績（時間）	5,925	5,156	5,472			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供します。

■ 表 4-5 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	12	13	13	12	13	14
	実績（人）	12	11	11			
利用時間	計画（時間）	4,474	4,696	4,696	4,767	5,181	5,579
	実績（時間）	4,310	4,550	4,650			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（３）同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

■ 表４－６ 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	53	54	56	70	74	78
	実績（人）	51	58	66			
利用時間	計画（時間）	801	827	853	1,301	1,374	1,450
	実績（時間）	807	994	1,233			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（４）行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。

■ 表４－７ 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	37	38	40	37	39	41
	実績（人）	33	33	35			
利用時間	計画（時間）	427	440	455	528	557	588
	実績（時間）	469	423	500			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（５）重度障害者等包括支援

常時介護を要する方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■ 表４－８ 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	0	0	0	0	0	0
	実績（人）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

市内及び近隣自治体に事業所がないため、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより個別対応します。

具体的施策２ 居宅以外の場での介護サービスの充実

（１）療養介護

医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■ 表４－９ 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	46	48	49	52	55	58
	実績（人）	47	45	49			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（２）生活介護

常時介護を必要とする方に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

■ 表４－10 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	692	714	737	761	803	848
	実績（人）	690	706	721			
利用日数	計画（日）	13,538	13,973	14,423	15,209	16,053	16,945
	実績（日）	13,848	13,923	14,537			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（３）短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などの理由により、短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護等へのサービスを提供します。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

■ 表４-11 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値			第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉型	利用者数	計画（人）	110	114	118	109	115	121
		実績（人）	116	103	61			
	利用日数	計画（日）	716	739	763	695	733	774
		実績（日）	710	655	408			
医療型	利用者数	計画（人）	12	13	13	19	20	21
		実績（人）	10	18	3			
	利用日数	計画（日）	52	54	56	98	104	109
		実績（日）	31	93	48			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（４）施設入所支援

夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

■ 表４-12 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	275	275	274	278	277	274
	実績（人）	278	280	278			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策３ 訓練等給付サービスの充実

現状と課題

- 訓練等給付サービスは、障害者が日常生活や社会生活を営むために必要な機能や能力の向上を目的としています。
- 自立訓練（機能訓練）の利用者数は、横ばいである一方、自立訓練（生活訓練）の利用者数は、居宅や共同生活援助（グループホーム）などでの生活を見据えての利用が継続しているため、増加傾向にあります。
- 一般就労への移行や定着の支援を目的とするサービスのうち、就労継続支援Ａ型（雇用型）及び就労継続支援Ｂ型（非雇用型）の利用者数は、特別支援学校の卒業生等の利用が継続しているため、増加傾向にあります。一方、2018（平成30）年度に新設された就労定着支援の利用者数は、低調な状態にあります。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、医療機関等から退院した障害者や親元から独立する障害者を受け入れているため、年々増加しています。一方、2018（平成30）年度に新設された自立生活援助は、市内及び近隣地域において提供する事業所がなく、利用実績がありません。

施策の基本的方向

- 自立訓練（機能訓練）については、医療保険での機能訓練が終了した後も継続して機能訓練を必要とする人数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）については、居宅や共同生活援助（グループホーム）などでの生活を見据えた利用者数の増加に対応できるよう、サービス量を適切に見込みます。
- 一般就労への移行や定着の支援を目的とする、就労移行支援、就労継続支援Ａ型（雇用型）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）及び就労定着支援については、特別支援学校の卒業生や医療機関等から退院する障害者の利用を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、引き続き、利用者の増加が見込まれることを勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 自立生活援助については、障害者支援施設等を運営する法人への働きかけを通じて、供給体制の確保に努めるとともに、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）を退所して一人暮らしをする障害者数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。

具体的施策 1 生活能力向上の支援

(1) 自立訓練（機能訓練）

身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し，身体機能のリハビリテーション，歩行訓練，コミュニケーションや家事等の訓練，日常生活上の相談支援，就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

■ 表 4-13 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	1	1	1	5	6	6
	実績（人）	3	5	5			
利用日数	計画（日）	23	24	24	92	97	102
	実績（日）	50	87	69			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し，食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援，日常生活上の相談支援，就労移行支援事業所との連絡調整等を行います。

■ 表 4-14 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	44	46	47	55	58	61
	実績（人）	40	49	52			
利用日数	計画（日）	795	820	847	1,059	1,117	1,180
	実績（日）	786	900	1,032			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策 2 就労の支援

(1) 就労移行支援

一般就労を希望する対象者に、定められた期間、生活活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

■ 表 4-15 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	180	193	205	187	197	208
	実績（人）	165	145	177			
利用日数	計画（日）	2,878	3,086	3,278	3,039	3,208	3,386
	実績（日）	2,638	2,332	2,961			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 就労継続支援 A 型（雇用型）

一般就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援を行います。

■ 表 4-16 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	126	130	134	197	208	220
	実績（人）	140	164	187			
利用日数	計画（日）	2,547	2,629	2,714	3,973	4,194	4,427
	実績（日）	2,860	3,237	3,782			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（３）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

一般就労が困難な方や一定年齢に達している方に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

■ 表４-17 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	493	509	526	676	713	753
	実績（人）	522	573	640			
利用日数	計画（日）	8,553	8,829	9,113	12,008	12,674	13,378
	実績（日）	9,462	9,997	11,361			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（４）就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

■ 表４-18 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第５期計画（実績値）			第６期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	27	30	32	50	55	60
	実績（人）	2	9	10			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策 3 地域での住まいの支援

重点施策 1

(1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービス提供を行います。

■ 表 4-19 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	285	294	303	382	403	425
	実績（人）	298	328	362			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。

■ 表 4-20 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	8	17	26	5	5	7
	実績（人）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本方針 2 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

基本施策 1 障害児の自己決定支援の充実

現状と課題

- 障害児が地域社会の一員として安心して暮らすためには、障害児の自己決定を尊重しつつ、適切に障害児通所支援等を利用できるように支援することを目的とする障害児相談支援の役割は重要です。
- 障害児通所支援の利用調整やサービス等利用計画の作成、モニタリング等を行う障害児相談支援の利用者は、障害児通所支援の利用者の増加に伴い、増加しています。
- 今後も障害児相談支援は利用者数の増加が見込まれることから、提供体制の確保に努める必要があります。

施策の基本的方向

- 障害児相談支援の利用希望者が速やかに利用できるよう、障害児相談支援事業者等への働きかけなどを通じて、障害児相談支援の従事者の確保に努めます。
- 障害児相談支援事業の従事者が地域のインフォーマルサービスを把握できるよう、その情報を集約し、提供する体制を構築します。
- 障害児相談支援事業の従事者が複雑化、複合化したケースにも対応できるよう、水戸市障害福祉基幹型支援センター（基幹相談支援センター）が障害児相談支援事業の従事者のニーズを把握し、適切かつ専門的な助言指導を行います。

具体的施策 1 障害児相談支援の充実

(1) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

■ 表 4-21 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 1 期計画（実績値）			第 2 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	515	560	610	708	762	820
	実績（人）	539	666	658			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策２ 障害児通所支援や発達障害児等への支援の充実

現状と課題

- 児童発達支援の利用者数は増加していますが、その増加率は急激に緩やかになっています。
一方、放課後等デイサービスの利用者数は、2020（令和２）年度に減少に転じました。
- 医療型児童発達支援については、市内及び近隣地域において提供する事業所がなく、利用実績がありません。
- 2018（平成30）年度に新設された居宅訪問型児童発達支援は、市内及び近隣地域において提供する事業所がなく、利用実績がありません。
- 保育所等訪問支援については、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に在籍する障害児が利用しています。
- 自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害についての理解が進んでいるため、発達障害と診断される児童の増加が見込まれます。このため、発達障害児の家族等を支援する体制が不可欠です。

施策の基本的方向

- 障害児通所支援に係るサービスについては、利用する障害児数を勘案して、サービス量を適切に見込むとともに、障害児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、供給体制の確保に努めます。
- 発達障害児の家族等への支援については、水戸市子ども発達支援センター（すくすく・みと）を中核として、ペアレントトレーニング等の実施に努めます。
- 子ども発達支援センターに分室を設置し、市独自の施策として専門職による療育指導を実施し、就学前の児童とその保護者の支援に努めます。

具体的施策 1 障害児通所支援サービスの充実

(1) 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 表 4-22 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 1 期計画（実績値）			第 2 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	110	120	131	180	194	208
	実績（人）	114	136	167			
利用日数	計画（日）	1,584	1,725	1,878	2,458	2,647	2,850
	実績（日）	1,568	1,835	2,299			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

■ 表 4-23 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 1 期計画（実績値）			第 2 期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	0	0	0	0	0	0
	実績（人）	0	0	0			
利用日数	計画（日）	0	0	0	0	0	0
	実績（日）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

市内及び近隣地域においては対応する事業所がないことから、理学療法等の可能な市内医療機関の情報提供を行います。

（３）居宅訪問型児童発達支援

通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 表 4-24 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	30	30	30	10	10	10
	実績（人）	0	0	0			
利用日数	計画（日）	60	60	60	40	40	40
	実績（日）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

市内及び近隣地域においては対応する事業所がないことから、障害児通所支援事業所を運営する法人に働きかけ供給体制を確保します。

（４）放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

■ 表 4-25 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	415	452	492	566	610	653
	実績（人）	459	498	530			
利用日数	計画（日）	5,573	6,069	6,608	8,027	8,647	9,268
	実績（日）	6,562	6,851	7,690			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（５）保育所等訪問支援

保育所や幼稚園を利用中の障害児，今後利用する予定の障害児に対して，訪問により，集団生活適応のための専門的な支援等を行います。

■ 表 4-26 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第１期計画（実績値）			第２期計画（計画値）		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	計画（人）	1	1	1	10	10	11
	実績（人）	2	5	9			
利用日数	計画（日）	2	2	3	33	36	38
	実績（日）	8	19	22			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策２ 発達障害児等に対する支援の強化

重点施策２

（１）発達障害児及び家族等への支援

発達障害児の家族を対象に、障害児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。

■ 表４-27 計画値（年間）

単位：人

項 目	第２期計画（計画値）		
	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新規】	5	5	5

（２）ペアレントメンター事業

現在、発達障害児を養育している中であって様々な不安を持つ保護者に対して、発達障害児を育ててきた保護者が、同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取組を進めます。

■ 表４-28 計画値（年間）

単位：人

項 目	第２期計画（計画値）		
	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントメンターの人数【新規】	0	2	2

（３）ピアサポート活動

発達障害のある当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換が行えるピアサポート活動を進めます。

■ 表４-29 計画値（年間）

単位：人

項 目	第２期計画（計画値）		
	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポートの活動への参加人数【新規】	0	0	10

基本方針 3 地域生活を支えるきめ細かい支援の充実

基本施策 1 地域生活支援事業の充実

現状と課題

- 地域生活支援事業は、障害者が地域においてできるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業です。地域生活支援事業には、必須事業と必要に応じて実施する任意事業があります。
- 地域で生活する障害者のニーズは多種多様であるため、それらのニーズに可能な限り対応できるよう地域生活支援事業を展開する必要があります。

施策の基本的方向

- これまで実施している地域生活支援事業については、障害者のニーズを踏まえ、引き続き事業の充実に努めます。
- 中核市に移行したことにより実施することとなった、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」及び「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」については、茨城県と連携しながら実施します。

具体的施策 1 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

■ 表 4-30 必須事業の概要

事業名	概 要
理解促進研修・啓発事業	家族会の協力を得て「こころの健康講座」や「精神障害者家族教室」を開催し、精神障害者に対する理解と社会参加への支援を求めます。 障害者団体が実施する「ふれあいのひろば」の開催に対する補助を行い、障害のある方もない方も共に集い、交流の場を通じて相互に理解を深め合う機会の充実に図ります。
自発的活動支援事業	障害者団体が実施する「機能回復訓練」等の活動に対し補助を行い、自発的な社会活動を支援します。
相談支援事業	①障害者相談支援事業 障害種別を問わずに、障害者やその家族などからの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立生活ができるよう支援します。 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障害者相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施します。 ③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 水戸市障害者生活支援センターにおいて障害者の住宅の確保に関する相談に応じます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を要する知的障害者又は精神障害者について申立て費用及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等を行い意思疎通の支援を行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害者等からの依頼により、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。 ②手話通訳者設置事業 市役所に来庁する聴覚障害者等のために窓口到手話通訳者を設置します。

事業名	概 要
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の種類や程度にあわせた日常生活用具の給付を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門課程、基礎課程の講座を開催します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、外出のための支援を行います。 ①個別支援型 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動支援員を派遣する事業として実施します。 ②グループ支援型 障害者団体やボランティアグループなどとの協働により実施しており、同一目的地や同一イベント等に複数人の障害者が同時参加する際に奉仕員を派遣する事業として実施します。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターに専門職員を配置することなどにより、機能の強化を図ります。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【新規】	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成研修します。 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修します。 ③失語症向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者向け通訳・介助員を養成研修します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【新規】	①盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行います。 ②失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 失語症者向け意思疎通支援者について広域的な派遣等を行います。

■ 表 4-31 必須事業の実績値及び計画値

事業名	年度	第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業		実施	→	→	実施	→	→
自発的活動支援事業		実施	→	→	実施	→	→
相談支援事業							
①障害者相談支援事業		実施	→	→	実施	→	→
②基幹相談支援センター等機能強化事業		-	-	実施	実施	→	→
③住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）		実施	→	→	実施	→	→
成年後見制度利用支援事業		2人	1人	5人	9人	9人	9人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	→	→	実施	→	→
意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		364人	232人	260人	430人	440人	450人
②手話通訳者設置事業		1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具		22件	15件	15件	20件	20件	20件
②自立生活支援用具		27件	30件	27件	45件	45件	45件
③在宅療養等支援用具		43件	44件	34件	60件	60件	60件
④情報・意思疎通支援用具		78件	121件	120件	120件	120件	120件
⑤排泄管理支援用具		5,818件	6,060件	5,800件	6,000件	6,000件	6,000件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		3件	6件	5件	5件	5件	5件

事業名	年度	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話奉仕員養成研修事業		41人	26人	28人	30人	30人	30人
移動支援事業							
①個別支援型		120人 7,485.5時間	122人 6,872.7時間	135人 6,906時間	205人 6,969時間	210人 7,186時間	215人 7,404時間
②グループ支援型		101件	97件	30件	90件	90件	90件
地域活動支援センター機能強化事業		実施	→		実施	→	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【新規】							
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		-	-	-	10人	10人	10人
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		-	-	-	5人	5人	5人
③失語症向け意思疎通支援者養成研修事業		-	-	-	5人	5人	5人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【新規】							
①盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		-	-	-	24件	24件	24件
②失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		-	-	-	124件	124件	124件

(2) 任意事業

■ 表 4-32 任意事業の概要

事業名	概 要
訪問入浴サービス事業	家庭や通所支援等による入浴が困難な重度の障害者に対して、訪問入浴サービスの利用を促進します。
生活訓練等事業	障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。 障害者生活訓練事業 知的障害者等を対象とし、休日を利用して、日常生活・社会生活上必要な礼儀作法，生活技術，コミュニケーション技術等の訓練指導や，娯楽，スポーツ・レクリエーション等の余暇活動を実施することにより，自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援や休息等のため，通所施設等で障害者を日中に一時預かることによって，障害者の地域生活を支援します。
巡回支援専門員整備事業	軽度の発達の遅れを含む就学前の障害児の家族や保育等の従事者から，育児や保育等の相談に応じるとともに，巡回訪問や移行支援等を行う巡回支援専門員を，水戸市子ども発達支援センターに配置しています。
レクリエーション活動等支援事業	障害者の体力向上，交流，余暇等に資するため，スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。 ①障害者スポーツ教室 障害者（児）水泳教室や障害者ジョギング教室を実施します。 ②障害者レクリエーション教室 障害の有無を問わずだれもが楽しめるレクリエーションを通して，障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 ③水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会 身体障害者の機能回復，体力の維持向上を図り，交流を通して社会参加を促進することを目的として開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のため，点訳及び音声訳により，地域で生活するうえで必要な情報を提供します。点字版「広報みと」，声の広報，声の議会報を引き続き発行してまいります。
奉仕員養成研修事業	①要約筆記奉仕員養成講座 要約筆記技術を習得した要約筆記奉仕員の養成を行います。 ②点訳奉仕員養成講座 点訳技術を習得した点訳奉仕員の養成を行います。 ③障害者グループ外出支援奉仕員養成講座 障害者のグループでの移動を支援するグループ外出支援奉仕員を養成します。

■ 表 4-33 任意事業の実績値及び計画値

事業名	年度	第 5 期計画（実績値）			第 6 期計画（計画値）		
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
訪問入浴サービス事業（実利用者数）		11人	10人	10人	12人	12人	12人
生活訓練等事業							
障害者生活訓練事業（延利用者数）		412人	412人	200人	500人	500人	500人
日中一時支援事業							
実施事業所数		54か所	63か所	67か所	70か所	70か所	70か所
実利用者数		529人	552人	435人	590人	590人	590人
延利用者数		20,105人	26,667人	30,000人	32,000人	32,000人	32,000人
巡回支援専門員整備事業		-	-	2人	2人	2人	2人
レクリエーション活動等支援事業							
①障害者スポーツ教室							
障害者（児）水泳教室 （延利用者数）		781人	326人	450人	800人	800人	800人
障害者ジョギング教室 （延利用者数）		386人	382人	362人	380人	380人	380人
②障害者レクリエーション教室		183人	162人	86人	180人	180人	180人
③水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会		1回	1回	0回	1回	1回	1回
点字・声の広報等発行事業							
点字版「広報みと」		24回	24回	24回	24回	24回	24回
声の広報		24回	24回	24回	24回	24回	24回
声の議会報		4回	4回	4回	4回	4回	4回

事業名	年度	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
奉仕員養成研修事業							
①要約筆記奉仕員養成講座 （受講者数）		5人	6人	5人	10人	10人	10人
②点訳奉仕員養成講座（受講者数）		5人	6人	0人	10人	10人	10人
③障害者グループ外出支援奉仕員 養成講座（受講者数）		6人	7人	4人	10人	10人	10人

基本施策 2 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進計画

現状と課題

- 知的障害者や精神障害者の中には、成年後見制度を利用する必要があるものの、制度自体の難しさや手続きの煩雑さなどから、利用に至っていない方が相当数いるものと思われます。
- 専門職後見人（弁護士、司法書士及び社会福祉士等）と連携しつつ、市民後見人養成講座を実施し、権利擁護支援の担い手の育成・確保に努めています。
- 成年後見制度を利用する必要がある方を早期に発見し、支援につなげるため、専門職後見人や市民後見人とともに、地域の様々な関係機関と連携して権利擁護支援に取り組むことを目的とした地域連携ネットワークの構築が必要です。
- 成年後見制度を利用する方が安心して利用できるように、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行、親族後見人への相談及び負担能力に応じた費用に係る支援を促進する必要があります。

施策の基本的方向

- あらゆる機会を活用して、成年後見制度の周知を図ります。
- 住民相互の支え合い活動を推進するため、市民後見人養成講座を実施するとともに、受講者に対するフォローアップ、市民後見人候補者の家庭裁判所への推薦など、権利擁護支援の担い手の育成・確保に取り組めます。
- 地域の様々な関係機関との権利擁護に係る課題の協議などを通じて、成年後見制度を利用する必要がある方の早期発見や利用促進の支援、親族後見人及び市民後見人の活動の支援など、市及び市社会福祉協議会が協働して地域連携ネットワークの構築・運営をコーディネートします。
- 市長による成年後見制度の申立てをする際の費用や成年後見人への報酬を助成するなど、成年後見制度を安心して利用できるよう支援します。

具体的施策１ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

事業名	事業内容
成年後見制度の普及啓発	・啓発用パンフレット等の作成・配付 ・市及び市社協ホームページの活用 ・市民センターなどでの制度案内資料の配布等 ・社会福祉協議会が発行している「権利擁護サポートセンターだより」での情報提供 ・「市民後見制度利用促進ニュースレター」への情報提供 ・専門職（弁護士，司法書士及び社会福祉士等）による制度説明等の学習会・講演会の開催
成年後見制度の相談支援	・専門職による相談支援や地域での相談会等の開催 ・障害者虐待や消費者被害等に関して，相談支援専門員や民生委員等の地域関係団体との連携による情報共有及びケース会議等の開催
親族による申立て及び親族後見人に対する支援	・親族が申立てをする際の支援の実施 ・親族後見を対象とした相談会の開催 ・家庭裁判所に提出する書類の作成支援
市民後見人の養成及び法人後見等の活動支援	・市民後見人養成講座の開催及び講座修了者へのフォローアップ ・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員等での知識やスキルアップの実践 ・市民後見人等の監督（後見監督人の受任）【市社会福祉協議会】 ・法人後見事業の運営支援 ・法人後見事業所の活動支援

具体的施策２ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

事業名	事業内容
中核機関の設置・運営【新規】	・成年後見人等の活動支援や地域との連携強化を図るためのネットワークの構築 ・法律，福祉等の専門職団体や地域の関係団体との意見交換の実施及び情報共有 ・受任者調整及び家庭裁判所との連携
成年後見等実施機関等との連携	・成年後見業務を実施している関係機関等との意見交換の場の開催

具体的施策３ 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

事業名	事業内容
成年後見制度市長申立ての実施	・申立てすべき親族がいない知的障害者及び精神障害者に係る市長による成年後見制度申立て
申立費用及び報酬の助成	・申立費用等の負担が困難な知的障害者等に対する助成

第5章 国の成果目標の実現に向けた取組

国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を「基本指針」に定め、3年ごとに見直しています。

2020（令和2）年に見直された「基本指針」では障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に係る目標（成果目標）を7項目設定し、成果目標を達成するために必要な指標を計画に見込むこととされました。

このため本市では、「基本指針」に定める成果目標の実現に向け、現状を踏まえたうえで、目標指標を設定します。

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

- 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2023（令和5）年度末の施設入所者を2019（令和元）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

現 状

- 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数は、279人（A）です。

施策の基本的方向

- 自宅やグループホーム等での生活が困難であるために、新たに施設に入所する人数を2023（令和5）年度末までに12人見込みます。
- 施設入所者の地域生活の移行に当たっては、本人のニーズを最優先に考慮します。
- 施設入所者の地域生活に必要となる、グループホーム等の住まいや日中に利用するサービスの確保に努めます。
- 障害に対する住民の正しい理解を促進するなどにより、施設入所者が安心して地域生活に移行できる環境づくりに努めます。

目 標 指 標

項 目	指標	備 考
2023年度末までに地域生活に移行する施設入所者数(累計)	17人	2019年度末時点の入所者数の6%
2023年度末の施設入所者数	274人	2019年度末時点の施設入所者数から-1.6%

成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

- 精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- 精神病床における65歳以上の長期（1年以上）入院患者数及び65歳未満の長期（1年以上）入院患者数を設定する。
- 退院率を、入院後3か月時点は69%以上、入院6か月時点は86%以上とし、入院後1年時点は92%以上とすることを基本とする。

現 状

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

施策の基本的方向

- 精神障害者が地域で安心して生活するために必要な事項を検討するため、地域自立支援協議会等を活用するなどして、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。
- 精神障害者が地域で安心して生活できるよう、地域移行支援や地域定着支援などの障害福祉サービスの充実に努めます。

目 標 指 標

項 目		2021年度	2022年度	2023年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	1 回以上		
	関係者の参加者数 保健分野、医療分野（精神科）、 医療分野（精神科以外）、福祉 分野、介護分野、当事者、家族	各分野 1 人以上		
	目標設定及び評価の実施回数	1 回以上		
精神障害者の地域移行支援の利用者数		2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数		17人	18人	19人
精神障害者の共同生活援助の利用者数		187人	200人	213人
精神障害者の自立生活援助の利用者数		2人	2人	3人

成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

○1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

現 状

- 障害者や障害者の親の高齢化，障害の重度化が進行しています。
- 障害者の高齢化，障害の重度化及び「親亡き後」に備えるべく，地域の様々なサービスや社会資源を活用することにより，障害者の地域における生活を支援する体制である「地域生活支援拠点等」を整備し，機能を充実させることが求められています。

施策の基本的方向

- 本市には、様々な障害福祉サービス事業所や医療機関、ボランティア団体などが存在するため、地域生活支援拠点等に係る機能を複数有する場（多機能拠点）を設置するのではなく、既存の事業所等が有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等を整備します。
- 地域自立支援協議会等を活用するなどして、地域生活支援拠点等に係る課題の検討や運用状況の検証を行います。

目標指標

項 目			2021年度	2022年度	2023年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数			1 か所		
運用状況の検証及び検討の実施回数			1 回以上		
機能及び具体的取組	①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握	実施		
	②緊急時の受入れ・対応	受入事業所（障害者支援施設等）の確保	実施		
		対象者と受入事業所とのマッチング	実施		
	③体験の機会・場の提供	体験利用可能な事業所の把握・情報提供	実施		
		障害者が利用可能な賃貸住宅の把握・情報提供	実施		
	④専門的人材の確保・養成	初級者向け研修の実施	実施		
		領域別（例：医療的ケア児，強度行動障害）研修の実施	検討	実施	
	⑤地域の体制づくり	相談支援機関のネットワーク構築	実施		
		地域自立支援協議会専門部会を活用したネットワーク構築	実施		

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

- 一般就労への移行者数を2019（令和元）年度の1.27倍とすることを基本とする。
- 一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では2019（令和元）年度の1.30倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では2019（令和元）年度の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では2019（令和元）年度の概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 2023（令和5）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

現 状

- 一般就労に移行した障害者の定着支援を目的とする就労定着支援事業が2018（平成30）年4月に創設されました。
- 障害者の工賃向上に向けて、水戸市障害者共同受発注センターは、就労継続支援事業所等と利用者とのマッチングの支援などに取り組んでいます。
- 農業従事者の確保や荒廃農地の解消といった農業分野の課題と障害者等の就労先確保や工賃向上といった障害福祉分野の課題に対応する「農福連携」に注目が集まっています。

施策の基本的方向

- 就労移行支援事業等から一般就労へ移行する障害者に対して、就労定着支援事業の利用を奨励します。
- 障害者就労支援施設合同販売会の開催や障害者就労支援施設商品カタログの作成・周知など、水戸市障害者共同受発注センターの取り組みを促進します。
- 「農福連携」に取り組む就労移行支援事業等の拡大に努めます。

目 標 指 標

種 別	指標	備考
就労移行支援から一般就労への移行者数	28人	2019年度実績の1.30倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	17人	2019年度実績の1.26倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	10人	2019年度実績の1.23倍
全体から一般就労への移行者数	56人	2019年度実績の1.27倍

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

- 2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（※）
- 2023（令和5）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（※）
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023（令和5）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（※）

※：県が定める障害福祉圏域での設置等であっても差し支えない。

現 状

- 障害児に対する重層的な地域支援体制の中核機関である児童発達支援センターは、本市に1か所設置されています。
- 障害児が保育所や幼稚園を利用しやすくなるよう、保育所等訪問支援の活用を進めてほしいとの地域のニーズが明らかになっています。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる事業所が限られていることが課題となっています。

施策の基本的方向

- 障害児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進に努めます。
- 医療的ケア児に対する適切な支援について協議するため、地域自立支援協議会等を活用するなどして、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が参画する場を設置します。
- 地域生活支援拠点等が有する専門的人材の確保・養成機能を活用して、障害児通所支援事業所の職員が重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害などを理解し、対応できるよう努めます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、水戸障害福祉圏に配置されるコーディネーターとの連携を踏まえ、水戸市子ども発達支援センター（すくすく・みと）等への配置について検討します。
- 医療的ケア児を養育する保護者のレスパイト需要に対応するため、短期入所（共生型サービスを含む）事業所の確保に努めます。

目 標 指 標

項 目		指標	備考
児童発達支援センターの設置		1 か所	1 か所設置済
保育所等訪問支援の体制の構築		有	5 か所設置済
重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所	3 か所	2 か所設置済
	放課後等デイサービス事業所	3 か所	2 か所設置済
医療的ケア児への適切な支援のための協議の場		設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーター		配置	当面は圏域のコーディネーターと連携

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

- 2023（令和5）年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保することを基本とする。
- 2023（令和5）年度末までに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

現 状

- 障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を有する「水戸市障害福祉基幹型支援センター」を2020（令和2）年10月に設置しました。
- 障害者やその家族等からの一般的な相談を担う障害者相談支援事業所は市内に4か所あります。
- 国は、社会福祉法を改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していく姿勢を明確にしています。
- 本市では、水戸市地域福祉計画（第3次）において、包括的な支援体制づくりのために、身近な相談支援体制の充実を図ることとしています。
- 「障害種別によらずに相談できる場の確保」や「相談支援機関の地区担当制の採用」という地域のニーズが明らかになっています。

施策の基本的方向

- 基幹相談支援センターと障害者相談支援事業所との連携により、障害種別を問わずに総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。
- 複合的な課題や8050問題に対応するため、地域包括支援センター（介護保険法）や自立相談支援事業（生活困窮者支援法）との連携に努めます。
- 地域の相談支援体制を強化するため、水戸市障害福祉基幹型支援センターが障害者相談支援事業所等のニーズを把握し、適切かつ専門的な助言指導を実施するとともに、連絡会議等を開催します。
- 地域生活支援拠点等が有する専門的人材の確保・養成機能を活用して、障害者相談支援事業所等の人材育成の支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会等を活用して、水戸市障害福祉基幹型支援センター及び障害者相談支援事業所の評価・検証を行い、質の向上に努めます。
- 障害者相談支援事業所が市域の西側に偏在しているため、偏在の解消と地区担当制の導入について検討を進めます。

目 標 指 標

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援	実施		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回以上		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	検討	1回以上	
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1回以上		

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針における2023（令和5）年度末までの目標

○利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

現 状

- 障害福祉サービス等の事業者は、第三者評価や障害福祉サービス等の情報公開制度を活用することにより、サービスの質の確保に努めることとされています。
- 本市は、障害福祉サービス等の指定権者であるため、事業所への実地指導を実施し、障害福祉サービス等の運営の適正化に努めています。
- 本市では、障害福祉サービス費等の請求内容について、茨城県国民健康保険団体連合会における障害者自立支援審査支払等システムでの審査に加え、独自に詳細な分析が可能となるシステムを導入し、給付の適正化に努めています。
- 障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、市内に所在する、生活介護、就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、障害者支援施設又は児童発達支援に係る事業所の定員数が、必要とする数に達する場合などには、法に基づき、総量規制（定員増を伴う事業所の指定をしないこと）が実施できることとされています。

施策の基本的方向

- 県が実施する、市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での分析結果を活用し、事業所等と共有する体制を確保します。
- 障害福祉サービス等事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有を進めます。
- 総量規制の実施については、毎年度、利用者数の推移を勘案して方針を策定し、決定することとします。

目 標 指 標

項 目		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
県が実施する，市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修への参加人数		5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等での分析結果を活用し，事業所等と共有する体制		有	有	有
障害福祉サービス等事業者に対する指導監査の実施回数				
	集団指導	1回	1回	1回
	実地指導	150件	150件	150件

第6章 各サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な取組

（１）障害者等に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害福祉サービス等を提供する事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備することとされています。市では、市障害者虐待防止センターを中心として、関係機関等から成るネットワークの活用により虐待の未然防止や早期発見、対応等に努めます。

また、虐待事案の迅速な対応に努めるとともに、地域生活支援拠点等を活用した一時保護に必要な居室の確保など、虐待を受けた障害者等の保護や自立支援を図るための取組を進めます。

（２）障害者等の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進

障害者等の芸術文化・スポーツ活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や理解を促進します。活動に対する相談支援やサポート人材の育成、参加や発表の機会の充実等、芸術文化・スポーツ活動の幅広い支援に努めます。

（３）障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。「障害者差別解消法」では、障害者等に対する不当な差別的取扱いや、配慮の負担が重過ぎない合理的配慮が提供されないことを、差別にあたると規定しています。差別解消のための啓発活動が必要であるとともに、福祉分野の事業者においては国の対応指針を踏まえた配慮が求められていることから、場面や状況に応じた柔軟な対応についての理解を促進します。

また、市では、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、お互い一人一人を尊重し合って安心して暮らすことができる地域社会づくりを目的として、コミュニケーションツールの作成・購入や段差解消等のための物品購入・工事など、合理的配慮を事業者等が提供するためにかかる費用の補助をしています。合理的配慮を提供できるよう、今後も引き続き支援を行っていきます。

(4) サービス利用者の安全確保

サービス提供事業所においては、地域に開かれた施設という方向性を保ち、日ごろから地域住民や関係機関との緊密な関係性を通じて、利用者の安全確保に努めることが求められており、これを支援することが重要です。

サービス提供事業所は、福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえ、防災対策を考慮していく必要があります。また、サービスの提供は、利用者が集団で生活する場であり、職員と利用者が至近距離で接する場でもあるため、感染症防止対策にも取り組んでいく必要があります。

さらに、サービス利用者が安心して生活できるよう、サービス提供事業所職員への権利擁護の視点を含めた研修の充実とともに、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが重要となっています。

第7章 推進体制と進管理

1 推進体制

本計画を推進するにあたっては、市関係各課や市社会福祉協議会はもとより、民間事業者、市民活動団体、関係機関等の関係者が相互に連携を図りながら、効果的に施策や事業を推進することとします。特に本市は、2020（令和2）年4月に都市としての事務権限が強化される中核市へ移行しました。中核市となり、障害福祉サービス事業者の許認可・指導・監督といった事務が市に移譲され、障害福祉に関する市の業務も広がったことから、事業者との連携を強化し、障害福祉の一層の充実に努めていきます。

また、「水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会」においては、障害者等の相談支援、就労支援、社会参加、子どもの発達支援など重要なテーマごとに最新の社会情勢や地域の動向を踏まえ、適切な施策や事業のあり方について検討していくこととします。

（１）水戸市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として住民参加の福祉活動において重要な役割を果たしてきました。直接的な福祉サービスについては、NPOや一般企業などからの新規参入が進んできたため、福祉サービス提供主体としての役割ばかりでなく、地域の資源や人材を活用したネットワークづくりにも大きな役割が期待されています。

また、水戸市社会福祉事業団との合併により、民間事業者では取り組みにくい障害福祉サービスを実施しています。障害福祉に関する専門的なスキルを持った人材が豊富であることから、今後の障害者のケアマネジメントや医療・保健・福祉を始めとした様々な社会資源の連携を推進する上で重要な役割を担うものと期待されます。

さらに、2020（令和2）年10月からは「水戸市障害福祉基幹型支援センター」の運営を委託し、基幹相談支援センター業務と地域生活支援拠点等に係るコーディネート業務を担っています。

今後とも、市社会福祉協議会との連携を強化し、障害者の相談支援機能や権利擁護事業、ボランティアの育成をはじめとして地域資源を活用するためにネットワーク体制の充実に努めます。

（２）民間事業者との連携

今後も障害者の増加が見込まれるとともに、施設や病院を退所・退院して在宅で過ごす障害者が増えていくことが見込まれます。福祉サービスの向上、生活介護や就労支援等の日中活動の場の確保、グループホーム等の設置、相談支援の充実等について、民間事業者との連携強化に努めます。また、本市の障害福祉サービス等が一層充実したものになるよう、事業者間の連携を促進します。

（３）市民活動団体との連携

ボランティアはこれまでも福祉活動の重要な担い手となってきました。また、障害福祉サービス事業所の運営主体について規制緩和が進み、ＮＰＯによる参入も相次いでいます。

障害者が地域で暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。新しい公共の担い手となるボランティア・ＮＰＯ等の市民活動団体と行政が連携し、それぞれの専門性を生かしながら協働により、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

（４）関係機関等との連携

地域での生活を希望する障害者が安心して生活していくためには、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業団体、教育機関など関係機関が情報を交換し、意思疎通を図る必要があります。

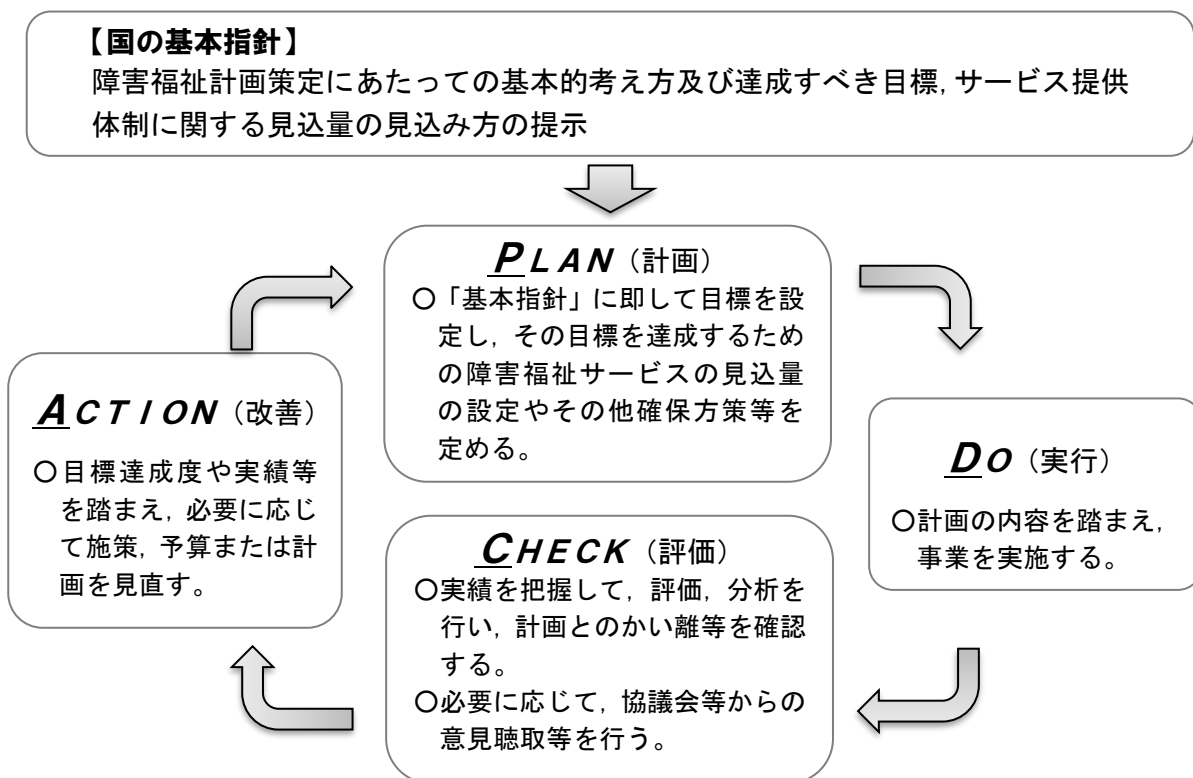
本市では水戸市地域自立支援協議会を設立し、相談支援事業者間における共通理解の促進に努めています。今後とも様々な困難を抱えた障害者を支援するために、課題に応じて専門家の参加・協力や相談員同士の協議や研究の機会を提供しながら連携を図ってまいります。

2 進行管理

本計画の推進に当たっては、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクルの手法に基づき進行管理を行います。

計画の点検・評価に当たっては、保健、医療、福祉、雇用の関係機関や専門家、学識経験者で構成する「水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会」の積極的な活用を図り、本計画の進捗状況の確認を行うものとします。

■ 図7-1 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



付 属 資 料

1 策定の経過

年月日	内 容
2020年5月1日	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置
2020年5月18日	第1回水戸市障害福祉計画庁内検討委員会開催に代わる意見聴取 ・水戸市第6期障害福祉計画及び水戸市第2期障害児福祉計画策定 基本方針（案）について検討
2020年5月29日	政策会議開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画策定基 本方針（案）について審議
2020年7月2日	令和2年度第1回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画策定基 本方針について協議
2020年 8月20日～9月17日	地域自立支援協議会各部会ヒアリングの実施
2020年9月4日	障害者団体ヒアリングの実施
2020年11月24日	第2回水戸市障害福祉計画庁内検討委員会開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画（案） について検討
2020年12月1日	令和2年度第2回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画（案） について協議
2020年12月24日	政策会議開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画（案） について審議
2021年 1月12日～2月10日	水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画（案）の 公表（計2人の方から意見を受理）
2021年3月25日	庁議開催 ・水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画（案） について審議
2021年3月25日	水戸市第6期障害福祉計画・水戸市第2期障害児福祉計画策定

2 水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
- (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
- 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
 - 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「以下削除」

3 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 順不同)

団 体 名	役 職	氏 名
水戸市市議会	文教福祉委員	土 田 記代美
水戸市市議会	文教福祉委員会 副委員長	綿 引 健
水戸市社会福祉協議会	常務理事	関 徳 彦
水戸市障害者（児）福祉団体連合会	会 長	大 野 光 一
水戸市医師会	会 長	原 毅
茨城県地方自治研究センター	研究員	有 賀 絵 理
水戸公共職業安定所	就職促進指導官	平 川 大
茨城県福祉相談センター	障害者相談支援課長	木 梨 勝
茨城県精神保健福祉センター	次長兼相談援助課長	松 本 吉 夫
茨城県立水戸高等特別支援学校	教 頭	齋 藤 正
茨城県社会福祉事業団・ 福祉サポートセンターあすなろ	所 長	村 上 千 洋
水戸市社会福祉協議会・ 身体障害者デイ・サービスセンターあかつか	所 長	池 田 仁 子
水戸市ボランティア連絡協議会	副会長	谷 萩 美智子
水戸市民生委員児童委員連合協議会	副会長	奥 田 俊 裕
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	副会長	宮 部 永 一
茨城県建築士会県央支部	支部長	高 槻 一 雄
自立支援センター・ライフサポート水戸	副代表	杉 田 桂 子
茨城県社会福祉士会	会 員	武 田 登美枝
公募委員		渡 辺 修 宏
公募委員		鍵 久美子

4 水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する

- (1) 計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、障害福祉課長をもって充てる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、財政課長、福祉総務課長、生活福祉課長、高齢福祉課長、子ども課長、福祉指導課長、介護保険課長、地域保健課長、保健予防課長、教育企画課長、幼児教育課長、総合教育研究所副所長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集し、庁内検討委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和2年5月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要項は、計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

5 水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	所 属	役 職 名	氏 名
委 員 長	福 祉 部	部 長	横須賀 好 洋
副委員長	障 害 福 祉 課	課 長	平 澤 健 一
委 員	政 策 企 画 課	課 長	宮 川 孝 光
〃	財 政 課	参事兼課長	梅 澤 正 樹
〃	福 祉 総 務 課	課 長	堀 江 博 之
〃	生 活 福 祉 課	課 長	櫻 井 学
〃	高 齢 福 祉 課	課 長	野 口 奈津子
〃	子 ど も 課	参事兼課長	柴 崎 佳 子
〃	福 祉 指 導 課	参事兼課長	大久保 克 哉
〃	介 護 保 険 課	課 長	荻 沼 学
〃	地 域 保 健 課	課 長	龍 田 晴 美
〃	保 健 予 防 課	参事兼課長	小 林 秀一郎
〃	教 育 企 画 課	参事兼課長	三 宅 修
〃	幼 児 教 育 課	参事兼課長	鈴 木 功
〃	総合教育研究所	副 所 長	湯 澤 康 一

庶 務 福祉部障害福祉課

水戸市
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画
[2021年度～2023年度]

2021年6月発行

編集・発行

水戸市福祉部障害福祉課

水戸市中央1丁目4番1号

電 話 029-350-8053

FAX 029-221-4447
